

近江八幡市いじめ防止基本方針



平成27年3月

近江八幡市
(平成30年3月改定)

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの態様	2
4 いじめの理解	3
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1) 市は	3
(2) 学校は	4
(3) 児童生徒は	4
(4) 家庭・保護者は	4
(5) 地域住民は	4
(6) 関係機関は	4
第2章 いじめの防止等のために近江八幡市が実施する施策	5
1 組織の設置	5
(1) 近江八幡市いじめ問題対策連絡協議会	5
(2) 近江八幡市いじめ問題専門委員会	5
(3) 近江八幡市いじめ問題調査委員会	5
2 近江八幡市の取組	5
(1) いじめの防止	5
(2) いじめの早期発見	7
(3) いじめの対処	7
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	8
1 学校いじめ防止基本方針の策定	8
2 学校の組織等の設置と役割	8
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組について	9
(1) いじめの防止	9
(2) いじめの早期発見	9
(3) いじめの対処	10
(4) 家庭、地域および関係機関・団体等との連携	11
第4章 重大事態への対処	11
1 教育委員会または学校による調査	11
(1) 重大事態の発生と調査	11
(2) 調査結果の報告および提供	13
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置	14
(1) 再調査	14
(2) 再調査組織	14
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	14
第5章 推進にあたって	14

◇はじめに◇

いじめは決して許されない行為であり、いじめられている子どもがいれば最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要があります。

また、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という認識を持ち、日頃からその兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

児童生徒においては、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組むことが必要です。

本市では、これらの必要性を認識した取組、即ち、各学校への教育相談員やスクールソーシャルワーカーの派遣、教育相談室・適応指導教室の設置、ホームステディ制度、いじめ問題専門委員会、いじめ問題対策連絡協議会、教職員の研修等を実施しているところです。

また、『いじめ防止対策推進法』（以下「法」という。）第12条の規定および国のいじめの防止等のための基本方針に基づき、平成27年3月に『近江八幡市いじめ防止基本方針』を策定しました。

本基本方針は、本市のこれまでの取組を踏まえ、いじめの問題を克服するために、市と学校だけでなく子ども、家庭、地域住民、関係機関が一体となって取組を円滑に進めていくことを定めており、いじめ問題の本質や原因と背景について基本的な認識や考え方を述べ、いじめの未然防止や早期発見の手立て、いじめが起きた場合の対処ポイントを具体的に示しています。

このたびは、本市におけるいじめ防止等のための対策を、より総合的かつ効率的に推進するため、本基本方針の改定を実施しました。

本基本方針がいじめ問題へより一層の理解につながり、いじめから子どもを守るための取組が推進され、全ての児童生徒が地域の中で生き生きとした生活が送れるように願いつつ、取組の一層の充実を図っていきます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念（法第3条参照）

- (1) いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることから、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行います。
- (2) いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、および他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とします。
- (3) いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、児童生徒、家庭・保護者、地域住民、関係機関が一体となって、いじめの問題を克服することを目指して行います。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

- (注1)「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示します。
- (注2)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。
- (注3)けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。
- (注4)学校は、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、見守る・「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。（軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など）ただし、これらの場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となります。

3 いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、どの集団にも起こりうるもので最も身近で深刻な人権侵害事案です。
- (2) いじめは、大人が気づきにくい時間、場所、形で行われることが多いことを認識し、日頃から児童生徒を見守る必要があります。
- (3) いじめが起きる背景は、児童生徒や家庭、学校の問題等さまざまであります。したがって、きめ細かな児童生徒理解に基づき、指導、対応していく必要があります。
- (4) とりわけ、悪口や無視、仲間はずれ等のいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することがあります。
- (5) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を作成するように指導することが必要です。
- (6) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせます。
- (7) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがあります。

5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめを防止するためには、1の「いじめの防止等の対策に関する基本理念」をもとに、市全体が一体となっていじめ防止に取り組むこと、それがいじめの起きない社会を形成していくことにつながるものと考えます。

(1) 市は

- ① 本市のいじめ防止基本方針に基づき、その遂行に努めます。
- ② いじめの早期発見、いじめの加害者・被害者への適切な指導を行うため相談体制の充実に努めます。
- ③ いじめの実態把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、必要な措置を講じます。
- ④ 家庭・保護者に対して、いじめに関して行うべきことについて、啓発を行います。
- ⑤ 地域がいじめに関して行うべきことについて、啓発を行います。
- ⑥ 関係機関といじめの克服のために連携を図ります。

(2) 学校は

- ① いじめは、深刻な人権侵害事案で、決して許されない卑怯な行為であり、いじめを行ってはならないことを毅然とした態度で指導していきます。
- ② あらゆる教育活動を通じて、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を培います。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- ④ 児童生徒自身が主体となって、いじめのない児童生徒の社会づくりの取組を発達段階に応じて実践できるよう指導、支援します。
- ⑤ いじめが発生した場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的に対応します。また、早期に解決できるよう家庭・保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたります。
- ⑥ 家庭・保護者に対して、いじめに関して行うべきことについて、啓発を行います。
- ⑦ 児童生徒にアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努めます。
- ⑧ 家庭・保護者と地域に対して、いじめは校外においても起こり得ることを認識して、児童生徒を見守る取組を推進し、いじめを発見した場合には、学校や関係機関等との連携に努めるよう啓発を行います。

(3) 児童生徒は

- ① 自らが主体となって、いじめのない児童生徒の社会づくりの取組に努めます。
- ② 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、はやし立てたり、面白がったりしないことなどに努めます。

(4) 家庭・保護者は

- ① 児童生徒がいじめ等を行うことのないよう規範意識を養うための指導に努めます。また、日頃からいじめの被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。
- ② 児童生徒がいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、学校や関係機関等との連携に努めます。
- ③ 市や学校に対して、いじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。
- ④ いじめは校外においても起こり得ることを認識して、児童生徒を見守る取組を推進し、いじめの疑いがある場合には、学校や関係機関等への情報提供に努めます。

(5) 地域住民は

- ① いじめは校外においても起こり得ることを認識して、児童生徒を見守る取組を推進し、いじめの疑いがある場合には、学校や関係機関等への情報提供に努めます。
- ② 地域行事等で児童生徒が主体性を持って参加できるよう配慮します。
- ③ 児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。

(6) 関係機関は

- ① いじめの問題への対応において、市や学校がいじめる児童生徒に対して、必要な教

育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が困難な場合には、対処の連携に努めます。

- ② いじめに係る組織を新設・拡充の場合には、組織の一員となり、相互の連携に努めます。

第2章 いじめの防止等のために近江八幡市が実施する施策

1 組織の設置

いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、以下の組織を設置します。

(1) 近江八幡市いじめ問題対策連絡協議会（法第14条第1項関係組織）

- いじめを含む問題行動の防止と健全育成を図るため、子どもの育成に係る関係機関の連携体制を構築し、いじめ問題に関する情報交換ならびに効果的な連携のあり方について協議を行います。
- 年間3回開催します。更に教育委員会が必要と認めた場合には臨時で開催します。
- 構成員：市立小中学校担当者、児童相談所、地方法務局、警察（生活安全課）、青少年育成市民会議、市PTA連合会、教育研究所、関係市長部局、教育関係者（教育委員、校園長代表）、教育委員会事務局

(2) 近江八幡市いじめ問題専門委員会(法第14条第3項・第28条第1項関係組織)

- 教育委員会からの諮問に応じ、いじめ防止等の対策や今後の方向性等について専門的知見から審議を行います。また、子どもの命や財産を脅かすような重大事態が発生した場合、教育委員会からの依頼を受け調査を行います。
- 年間2回開催します。更に教育委員会が必要と認めたときに随時開催します。
- 構成員：弁護士、臨床心理士等、社会福祉士等、教職経験者、コンプライアンスマネージャー 計5名

(3) 近江八幡市いじめ問題調査委員会（法第30条第2項関係組織）

- 市長が、教育委員会から重大事態に係る調査結果を受け、いじめ防止に向けた取組の推進をさらに図る必要があると認める場合には、調査結果について再調査を行います。
- 市長が必要と認めたときに随時開催します。
- 構成員：弁護士、臨床心理士等、社会福祉士等、教職経験者、市長が必要と認める者 計5名

2 近江八幡市の取組

いじめ防止等の取組は、教育委員会が主体となって推進します。

(1) いじめの防止

- ① 「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動の推進
子どもたちの睡眠不足や生活リズムの乱れは集中力・記憶力・学習能力にかかわると

ともに感情のコントロール機能に障害をきたすといわれています。本市においては平成18年から始まったこの基本的な生活習慣の定着を図る運動（早寝早起き、あいさつ、食事、読書、運動）を、学校と家庭・地域が連携し、子どもが心身共に健康な学校生活を送れるように推進します。

② 「わかる授業」の工夫の支援

授業規律を定め、きちんと授業に参加し、基礎学力を身につけ、認められていると実感が持てる子どもたちを育てる支援をします。

学力の重要な3つの要素は「基礎的・基本的な知識・技能」「知識技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」であり、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう授業改善の支援をします。

③ 豊かな情操と道徳心を培う取組の支援

幼児期の教育では、遊びを通じた総合的な指導を行います。一人ひとりの幼児が、将来、豊かな人生を切り拓き、新たな社会の創り手となるための基礎を培うことができるよう、必要な力を一体的に育むことに努めます。他の人々と親しみ、支え合って生活できるように、幼児たちの自立心を育て、人と関わる力を養うことは、指導内容の重点の一つです。

小・中学校の教育ではさらに、そうした幼児期の教育で育まれた力を生かす視点を持ちながら、以下の取組が進められるよう支援をします。

- 人権教育の充実…様々な立場で生きる人たちの姿や立場を理解し、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育み、共に生きようとする意識の高揚を図る支援をします。
- 道徳教育の充実…子どもたちは心を揺さぶられる教材や資料に出会い、生命尊重や思いやり、優しさ等を学びます。よりよく生きるためにどのような行為を選択すべきか一緒に考え、それらの支援をします。
- 体験活動の充実…自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき発見し体得する体験活動を推進します。

④ 教職員の感性を高める研修の推進

教職員に対して、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。全ての教職員の共通理解を図るため、計画的に、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促します。

⑤ 学校におけるいじめ防止等の対策に係る学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対応のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめの防止と対応

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、いじめの防止と効果的な対応ができるよう、教職員の研修や児童生徒および保護者への啓発活動を実施します。

⑦ 家庭・保護者、地域および関係機関との連携

- 市 PTA 連合会等との連携を図り、保護者等は児童生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めることなど、いじめの防止等における家庭・保護者の役割を啓発します。また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ることについて啓発を行います。
- 青少年育成関係団体等との連携を図り、児童生徒の健全育成の取組を推進するとともに地域が一体となって、児童生徒の見守り体制を整備することの大切さ、およびいじめの加害・被害に関わる心配がある場合における学校や関係機関等との適切な連携について地域への啓発をします。
- いじめの防止等の対策が、関係機関・団体等との連携の下に適切に行われるよう、日頃より情報交換を行うなどして、連携・協力体制の構築に努めます。

(2) いじめの早期発見

① 相談窓口の設置等

児童生徒およびその保護者がいじめの相談を行うことができるよう臨床心理士や相談員を配置し、相談窓口の周知を図ります。また、弁護士会や法務局等の各種相談窓口と連携を図ります。周知の際には、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させることに努めます。

② いじめの防止等の取組の充実

定期的なアンケート調査や教育相談、その他の方法により学校が把握したいじめに関する情報について、毎月報告を受け実態把握に努め必要な支援を講じます。

③ ストップいじめアクションプランの活用

県教育委員会作成のチェック項目等を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促します。

(3) いじめの対処

① 早期対応への支援

教育委員会は学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示します。支援とは、具体的には、指導主事等の職員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられます。さらに、当該報告に係る事案について、自ら必要な調査を行います。

② ケース会議の充実

問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決を図るため、スクールソーシャルワーカーの活用を推進します。

③ 指導・支援体制の整備

教育相談室・適応指導教室の設置やスクールカウンセラー・訪問教育相談員・ホームスタディを小中学校へ派遣し、教職員や児童生徒、保護者のカウンセリングや相談を行

います。

④ 学校と警察との連絡制度の活用

いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるような場合、早期に警察に相談・通報し連携した対応を取ることが必要であることを学校に助言・指導します。

また、いじめを行った児童生徒に対して、近江八幡警察署生活安全課および県警察本部少年サポートセンターや児童相談所等を通じて早期の立ち直り支援に努めます。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とともに適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国・県・市の基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の基本的な方向性と取組内容を「学校いじめ防止基本方針」として定めます。

学校いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように努めます。

いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒およびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考えます。また、加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につなげます。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけます。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図ります。

策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開します。また、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

2 学校の組織等の設置と役割

学校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」（法第 22 条）を組織します。必要に応じて、教育委員会の支援を得ながら、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等の参加を求めます。「いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担います。具体的には以下のとおりです。

【未然防止】

◇いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うこと

【早期発見・事案対処】

- ◇いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となること
- ◇いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行うこと
- ◇いじめの疑いに関する情報があったときには緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行うこと
- ◇いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行うこと
- ◇重大事態の調査の母体となること

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行うこと
- ◇学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施すること
- ◇学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うこと（PDCAサイクルの実行を含む）
- ◇いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図ること
- ◇児童生徒や家庭・保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組等を行うこと

3. 学校におけるいじめの防止等に関する取組について

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組みます。

未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合があります。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校がいじめ防止対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努めます。

さらに、教師の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間や場所、インターネットなどのツールを通じて行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知するように努めます。

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、アンテナを高く保ち、変化や危険信号を見逃さないようにします。学校はアンケート調査や教育相談等の実施等により、いじめ

を訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努めます。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証および組織的な対処方法について定めておきます。アンケート調査や個人面談における、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。

(3) いじめの対処

学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。

また、各教職員は、学校が定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通します。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携を図りながら取り組みます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットの通じて行われるものを含みます。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要です。相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または学校のいじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れていること

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要です。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校のいじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒および加害児童生徒については、日

常に注意深く観察をします。

(4) 家庭、地域および関係機関・団体等との連携

- ① PTA との連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用するなどして、保護者等は児童生徒がいじめを行うことのないよう指導に努めることなど、いじめの防止等における家庭・保護者の役割を啓発します。また、いじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、速やかに学校や関係機関等と適切な連携を図ること等について周知を図ります。
- ② 青少年育成関係団体や地域団体との連携を図り、登下校時における見守り活動やあいさつ運動を実施するなど、見守り体制の整備に努めます。また、いじめの疑いがある場合には、速やかに学校や関係機関等への情報提供に努めるよう周知を図ります。
- ③ いじめが、犯罪行為として取り扱われるべき場合や、児童生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、適切に援助を求めます。

第4章 重大事態への対処

1 教育委員会または学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の定義

- いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、教育委員会または学校の判断で重大事態と認識します。
- その他の場合
 - 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、申立てがあった時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。
 - 児童生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意をする必要があります。

② 重大事態の報告

- 学校は(1)①に該当する事案が発生した場合には、学校のいじめ防止対策委員会

が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに教育委員会に報告します。

- 教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長および県教育委員会に報告します。また、事態の重大性が高く、講ずべき措置について市長との議論が必要である場合には、総合教育会議にて協議・調整を行います。

③ 調査の主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断します。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。
- 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りです。
 - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応および同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
 - ・ その他教育委員会が必要と判断した場合

④ 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ防止対策委員会」または市長部局が設置した「いじめ問題調査委員会」で調査を行います。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保します。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校、教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り調査します。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。
- 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会および学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となります。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もあります。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、教育委員会および学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めます。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取ります。
 - ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意します。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴き取り、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰と学習支援等を行います。

- ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止めます。

- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会および学校が、より積極的に指導・支援し、関係機関とも適切に連携して、対応にあたります。

○ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 児童生徒が入院または死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に保護者と今後の調査について協議し、調査に着手します。
- ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

(自殺の背景調査における留意事項)

- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。
- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴き取ります。
- ・ 在校生およびその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案します。その際、調査の目的、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意形成を図ります。
- ・ 資料や情報は、偏りのないようできる限り多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識および経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行います。
- ・ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導および支援を行います。
- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行います。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性のあることなどを踏まえ、WHO(世界保健機構)による自殺報道への提言を参考にします。

(2) 調査結果の報告および提供

- ① 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。
- ② 学校または教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等 その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。
- ③ これらの情報の提供に当たっては、教育委員会または学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供する。

2. 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

(1) 再調査

- ① 教育委員会から重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、教育委員会の報告結果について再調査を行うことができます。（法第30条第2項）
- ② 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図ります。
- ③ 構成員は、弁護士、心理や福祉の専門家、学識経験者等とします。
- ④ いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等および調査結果を説明します。

(2) 再調査組織

再調査は、市長が設置する「いじめ問題調査委員会」が行います。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

- ① 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や心理や福祉の専門家の派遣等の支援を行います。（法第30条第5項）
- ② 再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告します。（法第30条第3項）
内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保します。

第5章 推進にあたって

国は、3年の経過を目途に、法の施行状況等を勘案して、国の基本方針の見直しを検討し、必要と認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるとしていることから、本市では、学校におけるいじめの防止等の取組状況について、評価結果等を検証するなど、実情に応じて基本方針を見直すなどして、実効性を高めます。